

住環境を守る高度地区制度の 早期制定を求めるシンポジウム

マンション紛争が
よくわかる!!

船橋市内では各地で住宅地の環境を著しく悪化させる高層マンションの建設が行われ、多くの住民が被害に苦しめられてきました。そのため、2007年3月に、船橋市は絶対高さの規制を加えた高度地区の制度改正を発表し、議会も賛成多数で可決しています。市民はその実現に大きな期待を寄せてきました。この絶対高さの規制を行う動きは、東京都国立市のマンション紛争を受けて都内各地で実施されるようになり、全国的にも京都市など各地で広がりつつありますが、千葉県内では船橋市が初めての取り組みです。

しかし、当初、2007年度内の都市計画決定の予定が遅れ、この間にも建設業者はマンションの建設着工を図るなど、住環境破壊につながる工事が頻発して多くの市民が苦しんでいます。各地の住環境の被害状況を報告いただき、高さ規制の効果や問題点を探るために、法律や建築の専門家の方を交えたシンポジウムを開催します。どなたでも参加できますので、お誘い合わせの上、お気軽に参加ください。

戸建て住宅街に
マンションは
こまります!!

場所：船橋市勤労市民センター 3階 第3会議室
(船橋駅、南東へ徒歩5分)

定員：42名

参加費：500円

主催：船橋市の高さ規制を実現する会

後援：景観と住環境を考える全国ネットワーク (代表 日置雅晴弁護士)

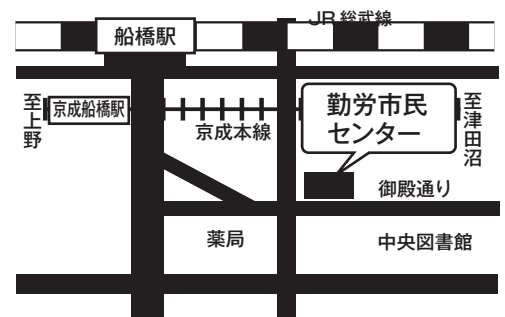
*資料や座席の準備等ありますのでなるべく下記にメールにて申し込みください。

当日参加も定員の範囲内で可能です。

Eメール hotroom_iyasi55@yahoo.co.jp 電話 090-5826-0411 (城間)

なお、午後はマンション紛争の現場を見学していただくツアーを企画しています。

ご希望の方は、こちらにも参加ください。



2008年11月2日(日)

10:00 ~ 12:00 (開場 9:30) 船橋市勤労市民センター 3階 第3会議室 (船橋駅、南東へ徒歩5分)